

香ノ新古ヲワカツコト、當時ノ人新渡ヲ以テ新シトシ、昔渡リヲ以テ古トス、又匂ノ甚シキヲ新トシ、匂ノ遅キヲ古トス、新古ハ其コトニアラズ、昔渡リニ新アリ、新渡リニ古キアリ、古キハ其元ヲ去ルヲ云、新ハ其元ヲ不去シテ残ルヲ新トス、筆紙ニアラハシガタシ、口傳、

〔香道千代の秋上〕六國香并五味之事

近世六國の香とて、六品の建の香ありとてもやはやす、古來聞ざる事也、古の書にはかつてなし、按に、米川氏の比より此名目おこると見えたり、むかしはたゞ木所とて、加羅羅國眞那賀眞那斑の四をのせたり、其餘赤栴檀の事見えたり、佐尊羅、寸門多羅の説なし、中比より此二つを加て、六國と名目をたてはじめたり、其物を試に、佐尊羅、寸門多羅、ともに一種の香なり、六種品異なり、六種の香と云は異儀なし、六國と云時は、其國より其木出ると云事、たしかに辯がたし、中古の宗匠、其國よりたしかに傳るといふものありて、定置しや玄らず、玄かれども羅國、満刺加、蘇門答刺、加羅の四國は、もろこしの書に侍る、さそら、まなばんの二國、いまだ考す、萬國の圖中にある仙勞冷祖をさそらとし、馬拿莫大巴をまなばんと梵語にては通ずるよし云ども、未たしかなる書におひて考す、追て考亥るすべし、此六種の香まじはり出るにより、此建をよく傳授し聞覺ゆる時は、香を聞時迷なくて、百發百中なるべし、

〔太平記三十三〕公家武家榮枯易地事

都ニバ佐々木佐渡判官入道道譽ヲ始トシテ、在京ノ大名衆ヲ結テ茶ノ會ヲ始メ、日々寄合活計ヲ盡スニ○中略、飯後ニ旨酒三獻過テ、茶ノ懸物ニ○中略、前引ノ置物ヲシケルニ○中略、三番ノ頭人ハ、沈ノホタ百兩充、麝香ノ臍三充副テ置、

〔蔭涼軒日錄〕長祿二年三月一日、比丘尼寺禁法條々、自當院主可被相觸之由被仰出也、○中略、沈麝香嗜艶色事○中略、此條々可被禁之由被仰出也、當寺都聞梵賓都寺獨書立伺之、即有御爪點也、